

●香川県教育委員会告示第8号

香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第34条の規定により、届出のあった香川県指定史跡沙弥ナカンダ浜遺跡（平成元年香川県教育委員会告示第2号（香川県指定史跡の指定））の指定地域の地番及び地積の異動に伴い、同告示の一部を次のように改正する。

平成29年12月5日

香 川 県 教 育 委 員 会

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
名称	所在地及び面積	所有者	管理責任者	名称	所在地及び面積	所有者	管理責任者
沙弥ナ カンダ 浜遺跡	<u>坂出市沙弥島字北通141番4、 151番1、151番2、156番、 159番1、159番2、167番1、 175番4、175番5、178番1、 178番5、178番7 11,906.5㎡</u>	坂出市	坂出市教育 委員会	沙弥ナ カンダ 浜遺跡	<u>坂出市沙弥島字北通141番4、 151番1、151番2、151番3、 152番、153番1、153番2、 153番3、154番1、154番2、 154番3、155番1、155番2、 156番、158番、159番、160番 1、160番2、161番1、161番 2、162番1、162番2、163番 1、163番2、164番1、164番 2、165番1、165番2、166番 1、166番2、167番1、167番 2、168番1、168番2、170番、 171番、172番、173番、174番、 175番、176番、177番、178番、 179番、180番、181番、182番、 183番、184番1、205番、206 番、207番2、210番2 10,419.18平方メートル</u>	坂出市	坂出市教育 委員会